日本子どもを守る会 2009 年版『子ども白書』草土文化

成人年齢引き下げ問題 --「大人の始まり」としての成年制度へ--

広井多鶴子

20歳成年制度の見直し

法務大臣は、投票権を 18 歳以上と定めた国民投票法 (2007 年制定、2010 年施行)を受けて、2008 年 2 月に「若年者の精神的成熟度及び若年者の保護の在り方の観点」から、民法上の成年制について検討するよう法制審議会に諮問しました(*1)。そのため法制審議会は、若者の精神的成熟度に関して専門家からヒアリングを行いつつ、成人年齢を 18 歳に引き下げるかどうか審議しています。そのヒアリングで、斎藤環精神科医は次のように若者の「未熟化」を指摘し、成人年齢引き下げに消極的な意見を述べました。

近代化とは、青少年を労働の義務から解放し、モラトリアム期間を長期化する過程でもありました。そうである以上、未成熟化は近代化の必然的な帰結ですが、日本の場合は1970年代後半以降、未成熟化が非社会性として表現されてきました。20年ほど前に、最近の成人年齢は30歳であると指摘されていますが、ひきこもりなどの非社会化の進行からすると、今日では35歳から40歳に上昇していると思われます。

こうした見方は、今日多くの研究者や人々に支持されています。実際、世論調査では、親への経済的な依存とともに、精神的な未熟さを理由として、成人年齢の引き下げに反対する声が数多く寄せられています(*2)。法制審議会での議論と同様、精神的な成熟が成人であるかどうかの基準として最も重要視されており、しかも今の若者は未熟だと捉えられているのです。

この小論で考えてみたいのはこのことです。つまり、なぜ精神的な成熟が主な成年の基準とされるのか。迂遠なようですが、成人年齢について考える上で、これはとても重要なことだと思います。なお、民法上の成年制度は、選挙権や少年法などに直結するものではありませんが、ここではこれらも含めて、成人というもののあり方について考えていきたいと思います。

成年の基準の変更

では、いつから精神的な成熟が成人の基準として考えられるようになったのか。少 し歴史をふり返ってみましょう。 20 歳成年制は 1876 年の太政官布告第 41 号に端を発しています。しかしながら、同布告は満 20 歳を「丁年」(*3)と定めただけでした。20 歳成年制度が一定の制度的な裏づけを伴ったものとして確立したのは、1896 年に制定された民法第 1 編総則においてです(*4)。民法は子どもを保護・教育するための親の権利・義務として親権を規定するとともに、商業取引や財産行為などに関して、未成年の保護を制度化しました。

さて、この 20 歳成年制がもたらしたものは何でしょうか。一つは、成年の基準の変更です。民法制定以前の習慣や法制度では、およそ 15 歳が成人の時期となっていました。この 15 歳という区切りは、精神的な成熟だけでなく、それ以上に身体的な成熟が基準になっていたものと思われます。身体的な成熟というのは、民俗学が明らかにしてきたように、主には労働能力であり、性的な能力でもありました。あるいは、柳田国男が、過去社会においては、人の生の営みは今日のように宗教倫理、政治経済等々に分類されていたのではなく、「すべて融合して、渾然たる『此世』といふものを作って居た」と述べているように(「誕生と成年式」『岩波講座倫理学』第7冊、1941年)、様々な要素が融合したものとして成人の基準が定められていたのでしょう。

それを20歳成年制は大幅に引き上げたのです。明治民法の起草者である梅謙次郎は、成年を20歳としたのは「人の発育」を考えたからだと述べています(『民法要義巻之一総則編』訂正増補改版第33版、有斐閣書房、1911年)。その発育というのは、主には法律行為を行うための知的・精神的な発育だったでしょう。成人年齢が15歳から20歳へと引き上げられた結果、かつての渾然とした「此世」の基準から、精神的な成熟が切り離され、精神的な成熟こそが成年の基準と見なされるようになったのです。

成年の始まりから成年の完成へ

二つ目は、成年の時期についての捉え方です。15歳から20歳への成人年齢の移行は、成年の時期を、大人の始まりの時期から大人としての完成の時期へと変えることになりました。

戦後、中央青少年問題協議会が設置した成人の日のあり方を検討する委員会で、柳田国男がしきりに言っていたことは、かつての 15 歳という区切りは子ども(童)でなくなるとともに、大人の始まりの時期(半丁、にいせ)だったということです。そうである以上、15 歳になったからといって、すぐさま一人前と見なされたわけではありません。大人としての経験を積む修行期間に入ったということです。一方、一人前の大人と見なされる時期は意外に遅く、20歳、25歳、28歳くらいになり、自分だけでなく他のものを食わせる力があると認められて、ようやく一人前(男は背、おおせ、女は妹背)になったということです。

柳田はかつての成年期をこのように捉えて、20 歳成年制を批判しました。実際に

はもっと早く子どもの時期を終えているにもかかわらず、20歳まで子どもと見なすのでは遅すぎるというのです。逆に、20歳を一人前の大人と見なすのは、早すぎるということにもなるでしょう。ともあれ、柳田がここで主張したのは、20歳になったらたちまち大人と見なすというのではなく、大人になる段階を2つに分けて、「人間としての準備期間を持たせるのが適当ではないか」ということでした(「成人の日について」『青少年問題』1957年1月号)。

こうした柳田の指摘から分かることは、私たちは 20 歳という成年の時期を大人の始まりではなくて、大人としての完成の時期として捉えているということです。今の 20 歳は大人として成熟していないといった批判がよくなされますが (*5)、それは 20 歳であればもはや一人前の大人のはずだと考えるからでしょう。「成人の日」のあいさつで、大人としての自覚や責任が繰り返し語られるのもそのためです。私たちは、20 歳の若者に対して、たちまち成熟した大人になることを求めるようになったのです。

未成年という期間の創出

そしてもう一つは、身体的な成熟(思春期)と法制度上の成年の時期が大きく乖離することによって、その間に「未成年」という期間が新たに創り出されたことです。それゆえに、20歳成年制は、この未成年の時期をどのようなものとして位置づけるかという難しい問題を抱え込むことにもなりました。

未成年というのは、民法上、単独では法的な行為を行うことのできない「無能力者」 として位置づけられています。20歳成年制は、20歳未満の若者を無能力者と見なし、 親による保護と引き替えに、その行為や権利を制限しました。

ですが、民法の制定に際し、梅謙次郎が強調したのは、未成年は単なる無能力者ではなくて、一定の条件の下で法的な行為をなし得る「限定無能力者」だということでした。また、民法は成人年齢とは別に、婚姻年齢(男子 17 歳、女 15 歳、戦後は男子18 歳、女子 16 歳)を定め、工場法や(12 歳未満の就労禁止、のち 14 歳未満、戦後の労働基準法では 16 歳未満)、少年法は(18 歳未満、戦後 20 歳未満)、独自の年齢区分を設けしました。20 歳成年制は、未成年を一律に無能力者と見なしましたが、それゆえに、未成年が法的な行為をなし得る条件や、婚姻、労働、刑罰などに関する年齢を、改めて定めなくてはならなかったのです。

青年期の延長

かくして、20 歳成年制は、大人とは見なさない未成年という長期の期間を創り出すとともに、他方で、20 歳の若者に対して精神的に成熟した成人像を求めてきました。逆に言えば、20 歳成年制は、若者を大人と見なしつつ、一人前の大人に育てる

社会的、制度的な仕組みを喪失させてきたということです。

もちろん、戦後の日本社会は、高校・大学等の進学率を上昇させることによって、 大人になるための準備期間としての「青年期」を若者に保障してきました。ですがそれは、第2の誕生、疾風怒濤の時代、アイデンティティの獲得といった、心理学的な 発達・成長の時期であり、政治や経済、社会から保護・隔離されたモラトリアムの期間でした。

その意味で、青年期は大人になる準備期間とは言っても、柳田が求めたような、大人としての経験を積むための成年期ではありませんでした。そして、青年期の拡大・延長は、若者を犯罪などから保護する一方で、若者の社会的な訓練や参加を抑止することにつながってきたように思います。

少年法改正論と 18 歳成年制論

こうした青年期=保護期間の延長に対しては、戦後一貫して批判がくすぶってきました。その端的な現れが少年法改正問題です。2000年の改正でも結局実現しませんでしたが、対象年齢を現行の20歳未満から引き下げ、18歳以上は大人と同様の刑罰を受けさせるべきだという主張が、戦後たびたび繰り返されてきました。

ですがそれは、ある意味不思議なことに、今の 18 歳は十分な責任能力を持っているから、というわけではありません。少年法改正論は、18 歳を大人と見なすとしながらも、若者が犯罪を犯すのは刑罰が甘いからであり、犯罪を犯した未熟な若者は、厳しく罰せられるべきだと考えられているのです(*6)。その意味では、18 歳成年制を提唱する主張も同様です。18 歳成年制論は、多くの場合、成人年齢を引き下げることによって、大人としての自覚を促すというパターナリスティックな発想に基づいています。

つまり、少年法改正論も 18 歳成年制論も、必ずしも若者に責任能力があるということが前提になっているわけではないのです。若者は未熟であるにもかかわらず(あるいは、だからこそ)、片や大人と同様の刑罰を科すことによって、片や権利と責任を与えることによって、大人としての自覚を促す(責任を負わせる)という主張なのです。このことは、実は逆説的な意味で、成人年齢の引き下げ問題を考える上で重要なことだと思います。

若者のメンバーシップ

というのは、18 歳成年制は、基本的に若者が大人として成熟しているかどうかといった問題ではないからです。18 歳成年制が問うているのは、今の私たちの社会が若者をどのように位置づけ、若者にどのようなメンバーシップ(権利・責任・資格・役割)を認め、それをどのように保障していくか、そしてひいては、どのような社会

を構想するのかという問題なのです。

しかし、そうした議論はほとんど積み上げられてきませんでした。それは、やはり若者の精神的成熟度に議論が集中してきたからでしょう。それによって、一方では、未熟な若者をいかに保護するかが課題となってきましたが、保護はこれまで権利の制限を伴うものとされてきただけに、そこからは若者にいかにメンバーシップを与えるかという発想はなかなか出てきませんでした。

その一方で、未熟な若者に未熟であることの自己責任を求める議論も拡大してきました。しかし、その責任というのは、パターナリスティックな一種の罰であって、メンバーシップを保障するためのものではありませんでした。つまり、保護か責任かという対立図式の中で、若者にどのようなメンバーシップを与えるかという課題が、すっぽり抜け落ちてきたのです。

こうした中で、18 歳成年制は、若者にメンバーシップを保障する貴重なチャンスともなり得ます。しかしそのためには、従来のような大人の完成期としてではなく、大人の始まりの時期として18歳成年制を位置づける必要があると思います。つまり、保護か責任かではなく、若者に大人としての自律性(権利と責任)を認めつつ、社会的な経験を積むための機会と支援(保護)を保障するものとして、18歳成人制を構想すべきだということです(*7)。というのは、現代社会は若者の未熟化が進行する社会ではなくて、かつてなく高度な成熟と能力と適応を若者に求める社会だからです。

(広井多鶴子/実践女子大学人間社会学部教授)

- (*1) 傍点筆者。同審議会の議事録等は、法務省のホームページ参照。
- (*2)『毎日新聞』(2008年3月3日)、内閣府「民法の成年年齢に関する世論調査」(2008年)。
- (*3)丁は、律令制度の税制で、21歳以上の男性。
- (*4) 親権を規定した第4編親族は1898年制定。総則編、親族編とも1898年に施行された。
- (*5) 1971年の自治省の世論調査でも、成人の6割が18歳選挙権に反対であり(賛成は2割)、 政治的な判断力がないという理由が圧倒的多数だった。『朝日新聞』(1972年3月20日)。
- (*6) 『朝日新聞』の世論調査では、56%の人が 18 歳成人制に反対する一方で、81%が少年法引き下げに賛成している (2008 年 12 月 10 日)。
- (*7) 菊池武剋は、法制審議会のヒアリングで、18 歳を「入り口としての大人」と指摘している。成年制度に関する法律論としては、同審議会委員の大村敦志の論文「民法 4 条をめぐる立法論的覚書」(法曹界『法曹時報』第 59 巻 9 号、2007 年) が参考になる。

追記)新聞報道によると、法制審議会民法部会は本稿入稿後の7月29日に、選挙権年齢を18歳に引き下げる最終報告書をとりまとめたという。